

地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会
監査部会（第6回）議事概要

開催日時：平成30年9月25日（火）13：30～15：00

開催場所：総務省内会議室

出席者：宇賀部会長、山本部会長代理、秋山構成員、石川構成員、影浦構成員、貴納構成員、
友渕構成員、町田構成員、宮原構成員

幹事：北崎自治行政局長、吉川大臣官房審議官、岡行政課総務室長、
植田行政経営支援室長

事務局：森行政課長、内海行政企画官、山口理事官、矢部監査制度専門官、
谷行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事について
3. 閉会

【意見交換】

<監査基準について>

- 指導的機能は、全ての監査等が対象となるのか。指導的機能を規定することをどう考えるか整理が必要。
- 監査基準にはミニマムスタンダードを定めるべきであり、指導的機能や守秘義務についてまで書く必要はないと考える。指導的機能について書くとすれば、監査等のうち、どの監査において発揮することが求められるのか、指導することに対する責任と指導の範囲を示さなければならなくなる。
- 東京都監査委員監査基準、都市監査基準、標準町村監査基準には指導的機能について記述されている。
- すでに公表されているからといって、それらの基準の記載が適切なものとは限らない。
- 民間の財務諸表監査においては、「批判的機能」と「指導的機能」があり、場合によっては「指導的機能」が重視されることもある。監査による副次的な機能としてこれらの機能を明示的に記載することも考えられるが、「指導的機能」のみを記載することはバランスを欠くのではないか。

- 監査結果報告に記載するのは指摘した内容だけであるが、その過程において事実行為として指導を行っているのが現状。
- 書いていないことはしないということのないよう、「指導的機能」を監査基準にしっかりと規定することが大事。
- 「弁明、見解等の聴取」を記載してはどうか。これにより、監査対象に答弁の機会を与え、双方が結果を合意するとともに、監査結果報告に正当性を与えることにつながる。
- 「弁明、見解等の聴取」は審判手続きとなっており、内部監査的な発想である。監査基準の内容はミニマムスタンダードとし、実施要領に具体的な手続を規定していくのがよいのではないか。少なくとも監査基準に規定された部分については、それを実施しなければ監査委員は責任を問われるという意味で、ミニマムスタンダードとすべきと考える。
- 監査報告をどうするかを考えた上で、監査等の目的を考えてはどうか。報告の文言が決まれば、そのための監査の目的も決まってくる。
- 地方自治法上、決算審査については、3E監査まで想定していると言えるのだろうか。
- 「全ての重要な点において」と規定するなど、期待ギャップが起こらないように規定した方がよいのではないか。
- 品質管理については、次のステップとしてはどうか。
- リスクについて言及するときは、固有リスク、統制リスク、発見リスクなどのいずれを指すのか文言の整理が必要ではないか。
- 監査等の実施手続について、「精査」は書く必要があるか。
- 合議事項や公表事項について監査基準に記載するのであれば、漏れのないよう整理が必要ではないか。外部監査においても合議の規定があり、監査基準に記載するかどうか議論が必要。
- 実施要領で言及するのはよいが、監査基準に全ての法律事項を列挙する必要はないのではないか。

- 監査基準は、原則を書くもの。法律に書いていないがやらなければいけないこと、実務を縛っておく必要があることを書くものであり、まず何を目的にするのか、それを行った結果どういう報告や結論を出すのか、その手順はどうかといった点を書くべきではないか。
- 目的と監査結果の書きぶりを揃えたらどうか。実施基準には実施要領や添付書類のきっかけとなる点を書くこととしてはどうか。
- 監査基準自体の目的は、前文なり法規で書く内容であり、不要ではないか。
- 監査手続については財務諸表監査をイメージするか否かで記載ぶりは異なってくる。

<実施要領について>

- 監査基準に「必要な証拠を入手する」ことを設けるのであれば、小規模市町村に向けて、具体的に何をもちて監査の証拠とするのかを明確に示す必要があるのではないか。監査を実施するために、まず、監査委員・事務局職員は組織を把握することが必要になる。このためには、具体的にどのような証拠あるいは資料を入手し、見たらよいか、監査基準や実施要領とは別に資料として示してはどうか。これに関連して、参考になるのは静岡県行政経営研究会が「監査事務の共同化」で作成した標準的な様式がある。
- 実施要領は、「～すべき」と法律のように記載するのではなく、実務上の考慮事項として、こういうやり方をするということを記載し、本文だけでは足りない具体的なやり方やベストプラクティスを添付書類で示してはどうか。
- 小規模団体への対応については、標準的な監査を一通り議論した上で、議論をする方がよいのではないか。
- 実施要領は、実施基準にとどまらず広い事項の受け皿とする必要があるのではないか。